

## 函館空港周辺対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 函館空港における周辺環境整備等の諸問題に関し、総合的に協議・検討を行うため、函館空港周辺対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、おおむね次の事項を協議する。

- (1) 空港周辺の環境整備に関すること。
- (2) その他必要な事項。

### (構成)

第3条 協議会は、委員26名以内をもって構成する。

- 2 委員は、空港周辺住民・学識経験者等の中から市長が指名する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長2名を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会議を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議の運営)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、函館市港湾空港部に置く。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行する。

この要綱は、昭和55年2月23日から施行する。

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。